

第十五回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十七年十二月二十四日(水曜日)
午後七時三十五分開会

委員の異動

十二月二十三日委員小瀬彬君辭任につき、その補欠として高橋進太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 油井賢太郎君
理事 堀 末治君
西郷吉之助君
中田 吉雄君

委員

石村 幸作君
高橋進太郎君
宮田 重文君
阿本 愛祐君
館 哲二君
小笠原二三男君
原 虎一君
岩本 哲夫君

国務大臣

国務大臣 本多 市郎君

政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁財政部長 武岡 憲一君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案(内閣送付)

○委員長(油井賢太郎君) 只今より委員会を開会いたします。

本日の議題になりますのは、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、並びに昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案であります。本多国務大臣が見えておりますので、当委員会から、年末に際して、公務員の給与改善について、大蔵大臣といたしては何か措置をするというふうなことを予算委員会等においても言われておるのであります。それに対して地方に対する財政措置はどういうふうにするかというところが只今問題になつておるのであります。この委員会においてその点をはつきりとされたいと思つております。

○国務大臣(本多市郎君) 政府は今年年末に際し、公務員の給与改善につきまして、現行の法令及び予算の許す範囲内において措置することとしたのであります。これに準じて措置するための地方に対する国の財政措置については、今後の地方財政状況の推移とも睨み合せて後日考慮いたしたい所存であります。

○委員長(油井賢太郎君) 只今国務大臣の御発表がありました。これに対して御質疑のかたがありましたら、この際、質疑を願います。

○中田吉雄君 非常に用意周到な、なかなか捕捉に苦しむような答弁です。が、今、地方公共団体とも議會を開いて、政府がどのような態度を表明されるかというのを非常に注目して聞いております。私の聞いただけでも、数県待機してあります。この文面からして、大體今後の地方財政状況の推移とも睨み合せてあります。○二五については大體措置されるものと了解してやつてもいいでしょうか、どうなんでしょうか。その辺どうも、これでははつきりしないのですが、その辺はつきりもう少し……。

○国務大臣(本多市郎君) 今年年末に際しまして、政府が国家公務員に対して措置します、その措置と均衡を失しないようにいたしたいと存じております。

○原虎一君 具体的にいうと、どういうふうになるのですか。政府は○二五といふものを年末手当で出すのですか、出さないのですか。

○国務大臣(本多市郎君) 現行の法令並びに予算の範囲内において措置するということになつておまして、どの程度のことができますかというところはまだ定つておりませんので、その実施の限度と申しませうか、そういうものを検討いたしました。均衡を失しないように措置して行きたいと考えております。

○岩本哲夫君 お尋ねしますが、聞きますと、昨日か一昨日か知事会は決議をして曰く、「国家公務員の○二五の支給というのを明確に政府が表明せざる限り、地方公務員には支給しない」という決議をしたという話であります。そこで政府が国家公務員に対しては明確な態度を表明しない。超過勤務の実情に応じて予算の範囲内で許す限り繰上げて支給するということである。この繰上げ支給を公式論で行くと、知事会はそのを受けて、今、私が申し上げたように○二五を増支給するよう政府が明確にしない限り、地方の公務員に支給しないというのを決議した……これは市町村も同じことだろうと思つて。そこで問題は、地方の公務員、教職員も含んでのことですが、實質上これはもう政府の腹としては、国家公務員に対しては○二五の繰上支給が行われる。この繰上支給の穴によるものは又政府があとで財政措置を講ずるということも明確だ。ところが今大臣は、均衡を失しないようにして、そのあととはあとから補填するといふ。この意味はわかりませんが、やはり公式論として、地方の公務員に、国家公務員に○二五を明確に年末増支給するといふことを表明しない限り、渡さなという知事側の見解、態度というものと、地方公務員の考え方というものは、かなり激突を生じて来る。これは財政に余裕のある所ならよいが、ない所などは、さなきだに赤字でやまします。ときにはおいては、かなりこうした問題が起る虞れがある。こういうことに對して大臣はどう処置なさいますか。

○国務大臣(本多市郎君) 政府の国家公務員に対する措置を検討いたしました。

て、その措置と均衡を失しないように地方にも連絡はするつもりであります。

○岩本哲夫君 連絡をするということでは、實質上超過勤務の名において繰上支給するのであるから、地方においても同様のことをやれという連絡をする意味だと思つて。ところがそれは、地方財政が黒字なり、余裕があるならそれでもよいが、ないものを果して、政府はその公式論として、繰上支給で増給じやない、こつ言つておる。併し實際は増支給に等しい結果が生まれて来る。けれども、あとの赤字を自治庁なり大蔵省が補填してくれるかどうかの確めを得なければ渡さんだろうと私は思うのであります。それは日が迫つて、三日間か、四日間しかない今日において、そういうことが完全に連絡をとれますか。又約束できますか。

○国務大臣(本多市郎君) 実は私が御答弁申し上げる範囲内についてはおのずから限度があるわけですが、昨日でございまして、昨日までの政府の考え方といたしましては、超過勤務手当の実情に即応して第四・四半期の予算の繰上支給等の措置を講ずるといふようなことになつておりましたが、本日参議院の予算委員会において内容を明白にされた決議がございまして、今回の政府の方針となつたのでございまして、先般の「超過勤務手当の実情に即して、第四・四半期の予算を繰上支給する」といふことを発表いたしましたときには、給与の改善ということを明白

にしてなかつたのでありますが、今度は給与の改善について、現行の法令、予算の範囲内において措置するということになつたのでございますから、幾分政府の今度とります措置が前のものよりも幅があるのではないかと、ところが考えられるのでございます。それは具体的にどれくらい程度のものがあるかという事は、私としてはまだ御答弁申上げることができないのでございますが、その点は十分検討いたしまして、その程度と均衡を失しないように、地方の財政措置についても将来考慮して行きたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○岩本哲夫君 そうしますと、本日の参議院の予算委員会においての共産党を除く各党の一致した附帯決議を政府は尊重して、その趣旨に副いたいという大蔵大臣の言明がありましたことは、従来のお態度なり考え方をやや修正して、とにかく〇・二五のものは国家公務員も地方公務員も教職員も含んで支給するという事を明らかにしたことと解釈してよろしいのかどうか。それは、そこで、私たちは現在の段階においては、別にそういったことを明らかにされたところで、第二補正予算を組めという事はこの際政府には言うまいという、暗黙の政治了解の下に、政府の態度を明らかにして、地方公務員のいざこざが起らないようにしてもらいたいということから、ああいうことをやつたと思うのですが、その辺はもうそういうことは絶対に「ごた」が起りませんか。従つて政府が必ずそれは補填しますか。地方財政が赤字であつてもなくても、この分だけはプラスして、〇・二五に相当するものは、地方財政

が赤字であろうが、黒字であろうが、黒字の所はどうか知らんが、赤字の所はその補填をする用意があるという意味でありますかどうか。

○國務大臣(本多市郎君) 岩本委員は、政府の国家公務員に対する年末手当の増額〇・二五というふうなはずりしたことがきまつてゐるのかということと前提として御質問になるのでございませうけれども、本日岩本委員も予算委員会でも御承知の通りでございまして、現行の法令、予算の範囲内において措置するという事になつておるのでございませうから、その措置がどういふ限度のものであるかということはまだ未定でございませう。従つてその実施される状況を検討いたしまして、それに対応するだけの財源措置を地方に對しても講じてやるといふことについて、只今私が御答弁申上げた通りの方針で進みたいと思つております。

○原虎一君 それはちよつとおかしなやつて来る。本多國務大臣だけでは少し困難ではないかというふうな考えがして来たが、従つて大蔵大臣の出席を求めて明確にしておかないと、駄目なもの駄目、措置ができるものはどの程度のものをやるといふことが明確になりませんと困る。この点は委員長から然るべく大蔵大臣の出席を求めて、その上で一つ進めたいと思つてゐる。と申しますのは、本多大臣だけでは困難である、幾ら本多大臣にこれ以上質問してみましたが、ところで明確にならんと思ふ。

○國務大臣(本多市郎君) 誠に微力で申訳ないとは存じますけれども、本日の参議院の予算委員会において明瞭になりました通り、現行の法令及び予算

の範囲内において措置するということになつておるのでございまして、その内容につきまして例へば何%になるのであるとか、或いはどういふ方法でやるのかという事は未定でございませうから、大蔵大臣をお呼びになつても同じことでございませう。ただ、そのうした実質的に国家公務員の手当なり給与なりが増額されたということになりまして、それに対して地方財政の数字とも脱み合せまして将来どうするといふことを申上げたのでございませう。

○原虎一君 そうすると、本多大臣にお伺いいたしますが、国家公務員の超勤手当の繰上げ支給ということも、これはもう具体的に今までは説明されてゐる程度に責任ある答弁をされておりましたが、これも漠然として来ているのですが、そうでなしに、現行の法令、予算の範囲内でやるといふことの中には、少くとも十二月分の国家公務員に対する超勤手当の繰上げ支給というものは明らかに必ず実行すると、そのほかにいふことになるのであるか。こういう点がはつきりしません。もう一つは、その点は、本多大臣の言を信じないわけではないのでありますけれども、大蔵大臣が答弁されるのが私は当然だと思ふ。そこで大蔵大臣の出席を求めている。

(委員長退席、理事西郷吉之助君委員長席に着く)

○國務大臣(本多市郎君) 大蔵大臣の答弁を求められるのも決して私からお邪魔するわけではないのであります。併し政府部内におきましてはそれ〴〵協議をいたしておりますので、方針には二つはないのでありまして、最前私

が話中に措置を必ず講ずるといふふうな言つたのは誤りでございまして、地方財政の状況の推移と脱み合せて考慮したいという所存を持つておると読み上げた通りでございませうが、この本日の予算委員会における附帯決議、決議だつたと思ひますが、その決議がありまして、その決議もあり、大蔵大臣から政府の方針を明らかにしたものでございませうが、それは給与の改善について、現行の法令、予算の範囲内において措置を講ずる、こういうことでございませうので、それ以上国家公務員についてどういふふうな、具体的にどの限度になるのかということはまだ申上げかねるのでございませう。併しそれに基づいてだけの財政措置はこれは考慮しなければなりませんので、只今申上げた通りの方針を持つておる次第でございませう。

○原虎一君 そういたしますと、私が先ほどお尋ねいたしました国家公務員に対する現行の法令、予算の範囲内において年末手当或いは超勤手当の繰上げ支給をやるということとは、これはもう実施されないものであるかどうか、具体的に開きしてゐるものであります。ただ抽象的なだけでははつきりいたしません。それからもう一つは、給与の改善という決議がされたために、給与の改善という決議が出たために、折角政府が今まで考へておつた年末の超勤、十二月分の超勤繰上げ支給も、これもいつであるかわかんというものであつたのでは、決議の精神に反する。従ひまして、会期は来年の三月三十一日までである。一体いつ政府はこれを、参議院の予算委員会における決議を具体化して、御答弁をいつなさる

か。会期は本日終るわけではありませぬ。この点を具体的にお聞きしたいと思ふのです。

○國務大臣(本多市郎君) 本日の予算委員会における決議がありまして明らかにいたしました措置は、勿論年内にこれは措置されるものと存じます。それから原さんのお話の中に、昨日まで言われておつた超勤勤務手当の第四四半期分を繰上げて支給する等の措置も却つて困難になるのではないかと、いふような意味のお話でございましたが、本日はつきり給与の改善について、法令、予算の範囲内において許す限りやろうということとございませうから、むしろその範囲は広くなつたのでありまして、そうしたことを以上にできる限りのことをやろうという意味に私は了解いたしております。

○原虎一君 そういたしますと、まあ大体十二月分の超勤繰上げ支給、そのほか給与改善が考えられるということとが予想されますし、その予想は間違つた予想ではない。そうなりますと、地方の公務員にもそういう問題が考えられて来るわけですね。そこで政府は、今度本多國務大臣の所管内の問題でありますから、地方に対して一体どういふ見通しが持たれるのであるか。地方財政の推移と脱み合せて適当な措置をとるといふのですが、どういふ見通しをお持ちになつてゐるのかお伺ひしたい。

○國務大臣(本多市郎君) これは地方公務員の給与が国家公務員に準ずるといふようなことになつております。建前上、地方公務員の給与が増額されるというときには、それだけ地方に對しましては国として財政措置を講じてや

まして非常に苦況に入つておられる際、野党三派の修正案が出ました際に、私は極めて指導的な地位にある人が、政府原案と野党三派の修正案との中間ぐらい、二、三百億の修正なら応ずることは可能なんだというようなことを承わつて、我々としても戦略の誤謬を今思うのですが、私はやはり党内の調整ができたときに、あのときの自

由党の党内の困難な状態から思いをいたされて、二、三百億ぐらいな修正は来年度予算の編成にも余り支障を来たさない、こういうあの当時の考えを、私は少くともこの〇・二五とか、こういう措置に対して生かされること、私は今百三十六万或いは国家公務員五十万等における澎湃たる、人事院勸告より遙かに遠いということに対する国民的な批判というものををうまく収拾されて、政治をされることが、私は困難な日本の情勢においては、非常に必要ではないかと思うのです。党内がうまく調整できたらもう一步も譲らんというようなことは、やはり三百名近いところの圧倒的な多数を持たれた当時のやはりまだ名残が残つて、このようなことが政治的な蹉跌を来たすことがないかというようにことをまあ考えるわけですが、是非一つこの程度の決議は十分御考慮頂いて措置をされることを心から希望するものであります。なお、来年になりまして二十八年度予算が出ました際に、この決議が尊重されません限りは、来年度予算の審議に入るまでに、先ずこの問題の解決ということで、我々は二週間ぐらい頑張れとすら言っているわけであります。一つ、来年は参議院選挙もありますし、そういうことに困らないように、ここ一両日中ぐらいの間に、一つ、国家公務員のほうはできると思いますが、地方公務員に対して温かい御措置のほどをお願いいたしまして私の質問を終わります。

○阿本愛祐君 本多国務大臣に私ももう一言希望を申し上げておきますが、短期融資の五十億で繋いで参りまして、年度末に参りまして、その短期融資を

法律上年度内に何とかしなければならん、そうすると、二十六年度から二十七年の移り変りにやりましたように、来年度分といいますが、二十七年でありますれば、二十八年度分の起債の枠を五十億なり、七十億なり、百億なり前借りをして、そして糊塗するということになりますと、結局二十八年度分の起債の枠はそれだけ縮まる、こういうことになり勝ちなんであります。そうしなければつとも地方財政の窮乏を解決することにならない。それで今度こういう決議があり、又先ほど本多大臣の良心的な御答弁がありまして、それで、そういうことにならないように政府のほうで御努力をお願いしたい。それだけを申し上げておきます。

午後八時十六分休憩
〔休憩後開会に至らなかった。〕